

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

対馬市長

公表日

令和5年4月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、がん検診等各種検診を実施し、市民の健康の保持増進を図る。健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で執り行う。 ①がん検診等各種検診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導、受診結果管理 ②健康相談等健康増進事業の対象者の把握、事業提供、事後指導
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名ファイル、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
各種がん検診情報、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	I-1-② 事務の概要	<p>健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。</p> <p>健康増進事業に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。(検診の種類によって多少異なる)</p> <p>①利用申込若しくは減免申請の受理 ②受診対象者であることの確認、受診券の発行、減免決定及び却下等 ③事業の提供 ④事後指導、結果管理</p>	<p>健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、がん検診等各種検診を実施し、市民の健康の保持増進を図る。健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で執り行う。</p> <p>①がん検診等各種検診の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導、受診結果管理 ②健康相談等健康増進事業の対象者の把握、事業提供、事後指導</p>	事後	
令和3年12月23日	I-3 法律上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表第一の第76の項</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の第76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条</p>	事後	
令和3年12月23日	I-4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年12月23日	I-4-② 法律上の根拠		<p>・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>	事後	
令和3年12月23日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和3年12月23日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年4月28日	I-7 請求先	<p>対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111</p>	<p>対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111</p>	事後	
令和4年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月5日	I-5-① 部署	健康づくり推進部 いきいき健康課	保健部 健康増進課	事後	
令和5年4月5日	I-5-② 所属長の役職名	いきいき健康課長	健康増進課長	事後	
令和5年4月5日	I-7 請求先	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	I-8 連絡先	対馬市 健康づくり推進部 いきいき健康課 〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里303番地1 TEL.0920-52-4888	対馬市 保健部 健康増進課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 TEL.0920-58-1116	事後	
令和5年4月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	